

むつ市学校給食費無償化事業補助金交付要綱

令和 6 年 8 月 6 日
むつ市告示第 1 8 8 号

(趣旨)

第 1 条 市は、市内小中学校（以下「学校」という。）に在籍する児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）の経済的負担の軽減を図るため、保護者が負担する学校給食費について、予算の範囲内において、むつ市学校給食費無償化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和 6 1 年むつ市規則第 1 6 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 この要綱による補助金の交付の対象となる者は、保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 1 3 条に規定する教育扶助により、学校給食費の全部の支給を受けている場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、学校給食費に係る助成を受けている場合
- (3) 児童又は生徒の長期欠席その他やむを得ない理由により、学校給食の提供が中止されている場合

(補助の対象及び補助額)

第 3 条 補助金は、学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号）第 1 1 条第 2 項に規定する学校給食費について交付するものとし、その額は保護者負担額と同額とする。

(補助金の交付申請等の委任)

第 4 条 補助金の交付申請等は、保護者が次条に規定する補助金の交付申請、第 7 条第 1 項に規定する補助金の請求及び受領、同条第 2 項に規定する管理及び運用、第 9 条に規定する実績報告、第 1 1 条に規定する補助金の返還並びに第 1 2 条に規定する証拠書類の保存に関する事項について、児童生徒が在籍する学校の校長に対し委任する方法で実施する。

2 前項の規定による委任は、むつ市学校給食費無償化事業補助金交付申請等に係

る委任状（様式第1号。以下「委任状」という。）によるものとし、保護者は児童生徒が在籍する学校を経由し、市長に提出するものとする。

- 3 前項の規定により市長に提出した委任状は、学校が統合する場合も、引き続き有効とする。この場合において、当該委任状による委任は、統合後の学校の校長に対して行われたものとみなす。

（補助金の交付申請）

第5条 前条第2項の規定による委任状の提出を受けた校長は、むつ市学校給食費無償化事業補助金交付申請書（様式第2号）に、学校給食予定数報告書（様式第3号）、その他市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による交付申請の内容に変更があった場合は、むつ市学校給食費無償化事業補助金変更申請書（様式第4号）に、変更に係る書類を添付し、市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに補助金の可否を決定し、むつ市学校給食費無償化事業補助金交付決定（変更）通知書（様式第5号）を校長に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 前条の交付決定を受けた校長は、児童数又は生徒数の変動及び欠食数等を把握し、むつ市学校給食費無償化事業補助金概算払請求書（様式第6号）により市長に請求するものとする。

- 2 補助金の交付を受けた校長は、当該補助金を適正に管理及び運用しなければならない。

（学校給食提供実績等の報告）

第8条 校長は、第6条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者に係る児童生徒の学校給食提供実績を、毎月報告しなければならない。

（実績報告）

第9条 校長は、当該補助事業が完了したときは、完了の日から30日を経過した日又は3月末日のいずれか早い期日までに、むつ市学校給食費無償化事業補助金実績報告書（様式第7号）に学校給食数報告書（様式第3号）その他市長が必要と認める書類を添付し、提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査した上

で、交付すべき補助金の額を確定し、むつ市学校給食費無償化事業補助金確定通知書（様式第8号）により校長に通知するものとする。

（補助金の精算）

第11条 校長は、第9条の規定による実績報告をした場合において、本来交付を受けるべき補助金の額を上回る補助金が交付されているときは、速やかにその差額を精算し、市に返還しなければならない。

（証拠書類の保存）

第12条 校長は、補助金の交付に係る帳簿その他の証拠書類を整理するとともに、当該補助に係る年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。

（準備行為）

2 補助金の交付のために必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。